

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議員提出議案第2号

案 件 名：二宮町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議員提出議案第2号について反対の立場で討論をいたします。

本条例案の柱の1つは、町長提出議案第3号と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に8項を追加することによる条文です。しかし、上位法の改定について重要な問題があると考えています。

1点目は、今回の改定がマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するというものです。個人が特定できない形に加工するとされていますが、自分のデータがオープンデータ化され、企業に活用されるという点については大きな問題だと感じています。さらに、マイナンバーの利用拡大を広げることにつながることを懸念しています。

2つ目には、技術的には、スマートフォンの使用をやめたり機種変更する場合は、電子証明書のデータを自分で失効させる必要がある、そのように指摘されています。昨年のマイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会会合でも、マイナンバーカードと同等のセキュリティレベルを現時点で確保するのは難しいという、そういう発言もありました。

3番目です。マイナンバーカードのひもづけについては、国民健康保険証廃止が現実に資格証の発行など、大きな混乱が生まれているわけで、それらの課題が本当に片づいていない、そういう中の機能拡大というのは問題があるのではないかでしょうか。

上位法の参照条項の変更ですけれども、本件については、変更による影響が重要であると考え、賛成できないことを述べ、討論とさせていただきます。

以上です。